

# 秩父市地球温暖化対策実行計画 2015

地球温暖化防止のための秩父市職員率先行動計画

平成27年3月

秩 父 市

◆ 目 次 ◆

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的と意義	2
第3節 計画の基準年度と期間	4
第4節 計画の対象とする事務・事業の範囲	4
第5節 計画で算定する温室効果ガス	4
第2章 温室効果ガスの排出量の現況	6
第1節 第2次実行計画（旧計画）の 温室効果ガス削減目標の達成状況	6
第2節 本市における温室効果ガス排出状況	7
第3章 温室効果ガス排出量の削減目標	9
第1節 目標設定にあたっての基本的な考え方	9
第2節 温室効果ガス排出量の削減目標	9
第4章 目標達成に向けた取組	10
第1節 取組の方針	10
第2節 具体的な取組	12
第5章 計画の推進と管理体制	23
第1節 推進体制	23
第2節 職員に対する啓発等	24
第3節 計画の取組状況の点検・評価・見直し	24
第4節 公表	24
資料編	25
1. 秩父市地球温暖化対策推進本部設置要綱	25
2. 平成26年度秩父市地球温暖化対策推進本部名簿	27
3. 平成26年度秩父市地球温暖化対策実行計画 推進責任者会議名簿	28
4. 平成26年度秩父市地球温暖化対策実行計画改定過程	29

## 第1章 計画の基本的事項

### 第1節 計画策定の背景

20世紀後半から化石燃料の使用量が増加したことに伴い、地球温暖化の主な原因とされている温室効果ガスの排出量が急増したため、地球温暖化の進行が深刻な社会問題となっています。

地球温暖化とは、人間の活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、太陽光の反射や輻射熱等が宇宙に放出されずに大気中にとどまり、地球全体として、地表や大気、海水の温度が上昇する現象です。

地球温暖化が進行すると、①海面水位の上昇に伴う陸地の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性感染症の増加を引き起こすこと等があげられており、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題であると認識されています。

こうした社会的背景を受け、昭和63(1988)年に設立された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の報告などにより、気候変動に対する国際的な取組の必要性が認識され、平成3(1991)年から始まった国際交渉の結果、平成4(1992)年にリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて155ヶ国が「気候変動に関する国際連合枠組条約」に署名、平成6(1994)年に同条約が発効しました。

本条約に基づき、具体的な排出規制等が気候変動枠組条約締約国会議(COP)の場で検討され、平成9(1997)年に京都で開催された第3回会議(COP3)において、温室効果ガスの削減についての約束事を決めた京都議定書が採択され、各国の温室効果ガスの削減目標が定められました。京都議定書の第一約束期間である平成20(2008)年～平成24(2012)年において、我が国は基準年である平成2(1990)年比で6%の削減目標を定めました。

また、平成17(2005)年2月16日にロシアが批准したことにより京都議定書が発効し、全世界で地球温暖化対策への取組が本格的に進められるようになりました。

我が国は、6%の削減目標を達成し、京都議定書の第二約束期間(平成25(2013)年～平成32(2020)年)には参加していませんが、平成25(2013)年以降については、第16回会議(COP16)の合意に基づき登録した、平成32(2020)年までに平成17(2005)年比で3.8%の削減目標の達成にむけて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいます。

また、平成 27 (2015) 年にパリで開催される第 21 回会議 (COP21) において、平成 32 (2020) 年以降の国際枠組みが合意される予定であり、地球温暖化対策の今後の動向に大きな注目が集まっています。

このような国際的な動きの中で、我が国でも平成 11 (1999) 年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「法律」という。)が施行され、温室効果ガスの削減のための取組が行われることとなり、当時の法律第 21 条 1 項において、「都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)を策定するものとする」と規定されました。\*

秩父市では、平成 19 (2007) 年度に「秩父市地球温暖化対策実行計画」を策定し、秩父市役所の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減に取り組んできました。平成 22 (2010) 年度からは、改正された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(改正省エネ法)」や「埼玉県地球温暖化対策推進条例」により温室効果ガス排出量を報告する義務が課せられ、これらの法令の求める排出量把握は平成 19 (2007) 年度の実行計画よりも広範囲となりました。

そのため、平成 19 (2007) 年度に策定した「秩父市地球温暖化対策実行計画」について、平成 22 (2010) 年度には、上記の諸制度に合わせて温室効果ガスの削減目標を設定し、達成するために、温室効果ガス排出量削減の取組を見直すとともに、排出量の把握の範囲を広げる改定を行いました。

そして、本計画の計画期間が平成 26 (2014) 年度で満了することに伴い、本計画の見直しを図り、第 3 次計画を策定することで、地球温暖化防止のための取組を一層推進していきます。

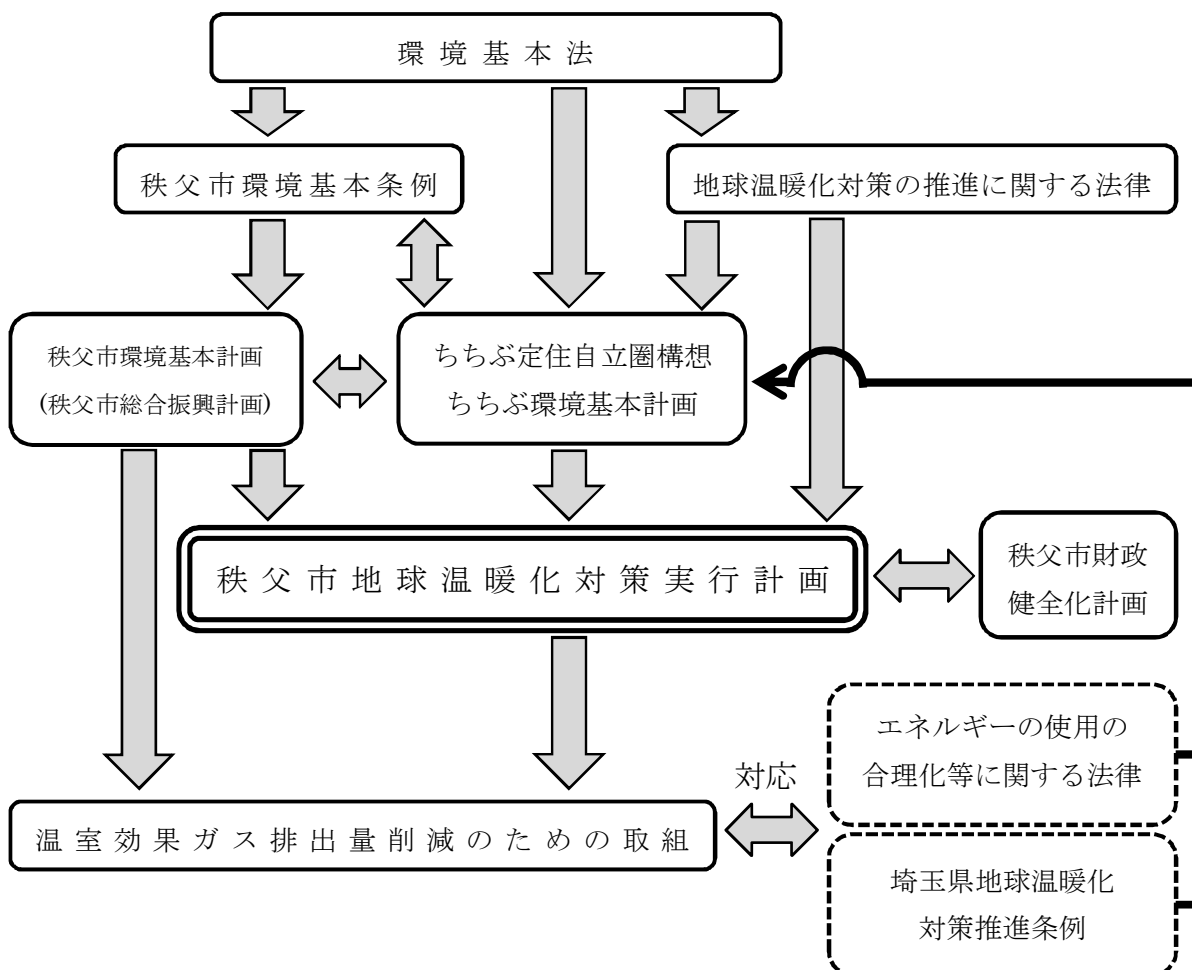
\*平成 27 年 3 月現在、「第 20 条の 3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。」と改正されている。

## 第 2 節 計画の目的と意義

秩父市地球温暖化対策実行計画は、本市の事務及び事業の実施に際し、市役所自らが事業者・消費者の立場から、温室効果ガスの排出の抑制等の環境保全に向けた行動を率先して実施することにより、市民・事業者の行う環境に配慮した自主的な取組を促進することを目的とします。

- 本計画の推進により、
- 秩父市内の温室効果ガスの実質的な排出の抑制
  - グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）を積極的に推進することによる資源循環型社会の構築
  - 省エネルギー・省資源の取組による事務経費（光熱水費等）の削減
  - 市民、事業者の環境配慮行動の促進
- 等の大きな効果が期待されるとともに、現在、本市が取り組んでいる秩父市財政健全化計画等の行政経費の削減にもつながるものです。

### 【本計画の位置付け】



### 第3節 計画の基準年度と期間

本計画の基準年度は平成25(2013)年度とし、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、進捗状況や社会情勢等により、必要に応じ見直しを行うものとします。

### 第4節 計画の対象とする事務・事業の範囲

本計画で対象とする事務及び事業の範囲は、市庁舎をはじめとする全公共施設で、本市の職員及び委託・指定管理者等により実施する事務及び事業の全てが対象となります。

### 第5節 計画で算定する温室効果ガス

法律第2条第3項で定められている下記の7種類の温室効果ガスのうち、本計画では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)の4種類を算定し、パーフルオロカーボン類(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三フッ化窒素の3種類のガスについては、排出の実態把握が困難であるため算定しないものとします。

温室効果ガス排出量の算定は、事務及び事業の活動量(使用量等)を把握し、物質ごとに法律で定められた温室効果ガス換算係数を乗じて算定します。

さらに、各物質の排出量に地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算の排出量を算定します。

物質ごとの地球温暖化係数は、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を1とした場合、メタン(CH<sub>4</sub>)は21、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)は310、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)は140～最高11,700、パーフルオロカーボン類(N<sub>2</sub>O)は6,500～最高9,200、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)は23,900、三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)は17,200と定められています。

### 【温室効果ガスの種類及び主な発生源】

種類	地球温暖化係数	性質	用途、排出源	本市の事務事業における主な発生源
CO <sub>2</sub> 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼等	電気使用、燃料(ガソリン、灯油等)の燃焼
CH <sub>4</sub> メタン	21	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等	自動車の走行、下水処理、し尿処理、浄化槽
N <sub>2</sub> O 一酸化二窒素	310	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセス等	自動車の走行、下水処理、し尿処理、浄化槽、笑気ガスの使用
HFC ハイドロフルオロカーボン類	140～ 11,700	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス等	カーエアコンからの排出(漏出)
PFC パーフルオロカーボン類	6,500～ 9,200	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセス等	把握できない
SF <sub>6</sub> 六フッ化硫黄	23,900	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	変電設備に封入される電気絶縁体等	把握できない
NF <sub>3</sub> 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセス等	把握できない

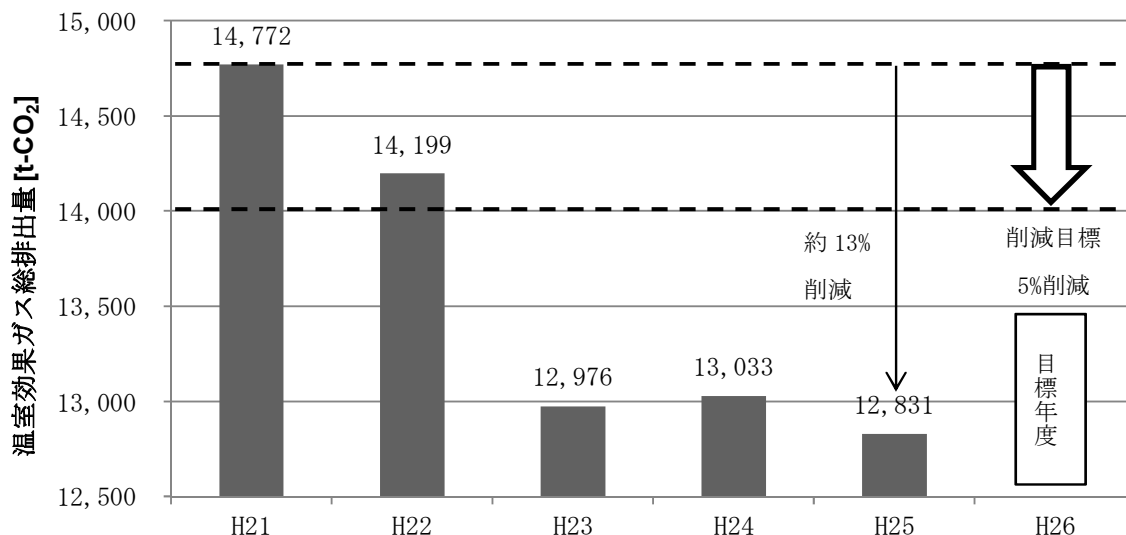
[全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) の図表をもとに作成]

## 第2章 温室効果ガスの排出量の現況

### 第1節 第2次実行計画（旧計画）の温室効果ガス削減目標の達成状況

平成22(2010)年11月に改定した第2次実行計画（旧計画）は、平成21(2009)年度を基準年として平成26(2014)年度までに温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算）を5%削減することを目標としました。平成25(2013)年度は温室効果ガス排出量が基準年比で13.1%削減という実績となっています。

平成25(2013)年度現在で削減目標を大きく上回っている理由としては、東日本大震災に伴う本庁舎・市民会館の解体や、その他施設の廃止、職員による節電対策の実施が大きな要因となっています。



#### 第2次実行計画（旧計画）の概要

基準年度：平成21年度

計画期間：平成22年度から平成26年度までの5年間

目標年度：平成26年度

対象とする施設：市の全ての施設（市長部局、市立病院、教育委員会、水道部）

対象とするガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）

削減目標：平成21年度を基準年度として、平成26年度までに温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算）を5%削減する

温室効果ガス排出係数（電力）：0.384kg-CO<sub>2</sub>/kWh（一般電気事業者）

温室効果ガス排出係数（電力）：0.540kg-CO<sub>2</sub>/kWh（特定電気事業者）



## 第2節 本市における温室効果ガス排出状況

### 1 温室効果ガス総排出量

本市の事務及び事業に関連して排出された、平成 25 (2013) 年度における温室効果ガスの排出量は、第 2 次実行計画 (旧計画) では 12,831.5 トン (CO<sub>2</sub> 換算) です。本計画では電力に係る温室効果ガス排出係数<sup>※1</sup> を新たに設定しており、この係数を用いて平成 25 (2013) 年度における排出量を再計算すると 15,787.6 トン (CO<sub>2</sub> 換算) となります。

#### 【平成 25 (2013) 年度項目別温室効果ガス排出状況】

項目		活動量 (使用量)	単位	温室効果ガス排出量 <sup>※2</sup> (kg-CO <sub>2</sub> )		排出割合 (%)		
				旧計画	本計画	旧計画	本計画	
燃料 使用量	ガソリン	115,468	ℓ	268,077		2.1	1.7	
	灯油	455,977	ℓ	1,135,148		8.8	7.2	
	軽油	26,624	ℓ	69,735		0.5	0.4	
	A重油	330,160	ℓ	894,612		7.0	5.7	
	液化石油ガス (LPG)	90,571	m <sup>3</sup>	540,114		4.2	3.4	
	都市ガス	185,403	m <sup>3</sup>	425,658		3.3	2.7	
電力 使用量	一般電気事業者	21,592,889	kWh	8,288,322	11,336,266	64.6	71.8	
	特定電気事業者	767,166	kWh	414,061	322,210	3.2	2.0	
自動車 の 走行 量	ガ ソ リ ン	ハイブリッド車	71,792	km	171		0.1	0.1
		普通・小型乗用車	328,434	km	3,022			
		軽乗用車	444,509	km	3,125			
		普通貨物車	0	km	0			
		小型貨物車	159,046	km	1,332			
		軽貨物車	255,811	km	1,804			
		特種用途車	34,074	km	395			
	軽 油	普通・小型乗用車	32,571	km	72			
		普通貨物車	46,214	km	215			
		小型貨物車	35,053	km	103			
		特種用途車	27,290	km	219			
		バス	22,752	km	184			
HFC封入カーエアコンの使用		222	台	4,329		0.0	0.0	
笑気ガス (麻酔剤) の使用量		0	kg	0		0.0	0.0	
浄化槽処理人口		18,410	人	338,183		6.1	4.9	
し尿処理施設		11,957	m <sup>3</sup>	1,482				
し尿処理施設 (一酸化二窒素)		13	tN	18				
終末処理場		6,478,404	m <sup>3</sup>	441,050				
めん羊		6	頭	46				
合計				12,831,476	15,787,569	100.0	100.0	

※1 一般電気事業者の温室効果ガス排出係数[kg-CO<sub>2</sub>/kWh] : 0.384 (旧計画)、0.525 (本計画)

※1 特定電気事業者の温室効果ガス排出係数[kg-CO<sub>2</sub>/kWh] : 0.540 (旧計画)、0.420 (本計画)

※2 温室効果ガス排出量 = 活動量 (使用量) × 温室効果ガス排出係数

## 2 温室効果ガス別排出量

第2次計画（旧計画）では、平成25（2013）年度中に本市の事務及び事業に関連して排出された温室効果ガス12,831.5トンのうち、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が12,036トンで全体の約94%を占め、そのうち電気の使用が約72%、灯油の使用が約7%となっています。

この旧計画の算出方法で集計した平成25（2013）年度中の排出量を、本計画における電力の温室効果ガス排出係数を用いて再計算すると、温室効果ガス排出量は15,787.6トン（CO<sub>2</sub>換算）となり、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が14,992トンで全体の約95%を占め、そのうち電気の使用が74%、灯油の使用が約7%となります。

### 【平成25（2013）年度温室効果ガス別排出状況】

ガスの種類	活動の種類	排出量（kg-CO <sub>2</sub> ）		比率（%）	
		旧計画	本計画	旧計画	本計画
二酸化炭素 （CO <sub>2</sub> ）	燃料の使用（ガソリン）	268,077		25.98	21.11
	燃料の使用（灯油）	1,135,148			
	燃料の使用（軽油）	69,735			
	燃料の使用（A重油）	894,612			
	燃料の使用（LPG）	540,114			
	燃料の使用（都市ガス）	425,658			
	電気の使用（一般電気事業者）	8,288,322	11,336,266	67.82	73.85
	電気の使用（特定電気事業者）	414,061	322,210		
メタン （CH <sub>4</sub> ）	自動車の走行	349		2.60	2.12
	浄化槽処理	212,630			
	家畜の反すう及びふん尿処理	46			
	下水又はし尿の処理	121,202			
一酸化二窒素 （N <sub>2</sub> O）	自動車の走行	10,296		3.56	2.90
	笑気ガス（麻酔剤）の使用	0			
	浄化槽処理	125,553			
	下水又はし尿の処理	321,347			
ハイドロフルオ カーボン （HFC）	カーエアコンの使用	4,329		0.03	0.03
合計		12,831,479	15,787,571	100.00	100.00

※第2章第2節の1と総排出量が異なるのは、システム集計における小数点処理の誤差によるもの

## 第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

### 第1節 目標設定にあたっての基本的な考え方

温室効果ガスの排出量削減目標の設定にあたっては、次の事項を考慮します。

- ① 平成 25 (2013) 年度の排出量実績を基準として、削減目標を定めるものとします。
- ② 二酸化炭素が、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの主たるものであるため、二酸化炭素排出量の削減を中心に定めるものとします。
- ③ 用紙類や水の使用量等は、温室効果ガス排出量の算定に直接関わるものではないが、本市がこれまで取り組んでいる秩父市財政健全化計画等の行政経費の削減にも有効であることから、引き続き取り組んでいくものとします。

### 第2節 温室効果ガス排出量の削減目標

実行計画における、温室効果ガスの排出量 (CO<sub>2</sub>換算) の削減目標は、本市の事務及び事業全体で、平成 31 (2019) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で  
-3 % とします。

平成 25 (2013) 年度総排出量	平成 31 (2019) 年度総排出量	削減量 (-3%)
15,788 t-CO <sub>2</sub>	15,314 t-CO <sub>2</sub>	474 t-CO <sub>2</sub>

温室効果ガスの排出量削減は、事務事業における職員の削減努力とともに、より具体的に定量的な削減方法を検討し、進める必要があります。

このことを念頭に置き、本市においては、最大限の努力をしていくものとします。

## 第4章 目標達成に向けた取組

### 第1節 取組の方針

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した取組の方針を次のとおり定めます。また、各所属においては具体的な目標を設定して取り組むこととします。

なお、病院、福祉施設、図書館等住民サービスを主体としている機関については、住民サービスの質に影響を与えない範囲内で取り組むものとします。

#### 1 共通の配慮事項

##### (1) 省エネルギー省資源活動の実施

- ・電気使用量の削減
- ・冷暖房等燃料使用量の削減
- ・水使用量の削減
- ・公用車の燃料使用量の削減
- ・環境に配慮した通勤手段
- ・紙使用量の削減

##### (2) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

- ・リデュース（減量化）・リユース（再使用）の推進
- ・リサイクルの推進
- ・フロン類等の適正処理

##### (3) 環境にやさしい設計・施工・管理の推進

- ・環境に配慮した設計・施工
- ・環境に配慮した施設管理
- ・建築物に係る処理施設の適正な管理

##### (4) 建設廃棄物のリサイクル等の推進

##### (5) グリーン購入の推進

##### (6) 印刷物発注時における取組

- (7) 物品納入業者への要請
- (8) イベント等における環境への配慮
- (9) 委託事業等における環境への配慮
- (10) 外郭団体への要請
- (11) 緑化の推進

## 2 事業部門等における配慮事項

- (1) 市立病院の取組
- (2) 水道事業の取組
- (3) 秩父市地域新エネルギービジョンの推進
- (4) バイオマスタウン構想の推進
- (5) 森林の適正な整備
- (6) 公共交通機関等の利用促進
- (7) 市民による環境活動や環境教育の推進
- (8) 照明施設管理部門の取組
- (9) 来庁者への呼びかけ、情報開示

## 第2節 具体的な取組

取組の方針に基づき、具体的な取組を次のとおり定めます。

取組内容については、それぞれの施設や所属で内容を十分検討し、計画的かつ積極的に取り組むものとします。

### 1 共通の配慮事項

取組項目		具体的取組
省エネルギー省資源活動の実施	電気使用量の削減	1 自然光を利用し、執務室、会議室、廊下等の照明を管理する。 (1) 執務スペースでの部分点灯等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 始業前：全部消灯する。</li> <li>・ 昼休み：原則全部消灯する（12:00～13:00）。</li> <li>・ 退庁時：係、部屋ごとの最終退庁者がラインごとに消灯する。</li> <li>・ 時間外勤務時：必要最小限の範囲で点灯する。</li> <li>・ 閉庁日：時間外勤務を可能な限り避け、照明時間を縮減する。</li> </ul> (2) 廊下等の支障のない部分の消灯 (3) 会議室、トイレ、更衣室、倉庫等は使用時のみ点灯 2 ノー残業デーの徹底により、計画的、効率的に事務を遂行し、無駄な照明等の使用を削減する。 3 部分消灯できるスイッチ等の追加設置を検討する。 4 廊下、トイレや利用頻度の低い事務スペースの電灯数を削減する。
	環境に配慮した照明器具への更新等	1 照度を保つため、照明器具を定期的に清掃する。 2 照度向上のため、照明器具の反射板の取付けを工夫する。 3 LED*等の省エネ型照明機器へ転換する。 4 事務室の再配置等により、効率的に照明する。
	OA機器の省エネ	1 パソコン、プリンターやコピー機等は省エネモードに設定し、省エネモードへの移行時間は可能な限り短く設定する。 2 パソコンは、長時間席を離れる場合は省電力（スリープ）モードにし、90分以上パソコンを使用しない場合は電源を切る。 3 各課のプリンターは、その日の最初の使用者が電源を入れ、終業時には電源を切る。 4 OA機器の更新に当たっては、省エネタイプの機種を優先する。 5 終業時にはパソコンの電源プラグを抜く。または、スイッチ付電源タップを利用する。 6 コピー機やプリンター等の集中管理を徹底し、台数を見直す。

\*LED

LEDは発光ダイオードとも呼ばれ、電気を流すと発光する半導体の一種。従来の光源と比べて寿命が長く、消費電力が小さいことが特徴。

取組項目		具体的取組
省エネルギー・省資源活動の実施	電気使用量の削減	電気製品の効率的な使用
		エレベーターの効率的な使用
	冷暖房等燃料使用量の削減	冷暖房温度の適切な管理
		<p>1 電気製品の使用に当たっては、可能な限り待機電力の消費を抑え必要時のみ電源を入れる。</p> <p>(1) テレビ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実態を調査し、適正に配置する。</li> <li>・電源のオン・オフは主電源とする。</li> </ul> <p>(2) 給湯機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用にあわせ、温度設定をこまめに調節する。</li> <li>・元栓を適正に管理する。</li> </ul> <p>(3) 電気ポット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性を検討し、不要であれば撤去する。</li> <li>・お湯を沸かす時は、水からではなく給湯器のお湯を利用して沸かす。</li> <li>・一度沸かしたら保温せず電源を切り、お湯を使う時に再沸騰させる。</li> </ul> <p>(4) 給茶機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性を検討し、不要であれば撤去する。</li> <li>・退庁時に電源を切る等の節電をする。</li> </ul> <p>(5) 冷蔵庫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用実態を調査し、適正に配置する。</li> <li>・物を詰め込みすぎない、無駄な開閉を行わない。</li> <li>・設定温度を必要最低限の高めに設定する。</li> <li>・定期的に、背面や底面、冷蔵庫周辺を清掃する。</li> <li>・直射日光のあたるところに設置しない。</li> </ul> <p>(6) 暖房式便座</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フタ付きの便座については、トイレを使用しないときは必ずフタを閉める。</li> </ul>
		<p>1 エレベーターは可能な限り使用しない。</p> <p>2 エレベーターの高度運転制御*の実施をする。</p>
		<p>1 夏期（5月1日～9月30日）は国の方針に基づき、ノーネクタイ等により軽装化し、冷房温度は室温が28℃になるように設定する（クールビズの推進）。</p> <p>2 冬期（12月1日～3月31日）は国の方針に基づき、保温性の高い服装により過度な暖房使用を避け、使用時は暖房温度を室温が20℃になるように設定する（ウォームビズの推進）。</p> <p>3 冷暖房効果を高めるため、ブラインドやカーテン、断熱フィルムを利用する。</p> <p>4 冷暖房効果を維持するため、扉の開け放しをしない。</p> <p>5 冷暖房効果を維持するため、吸込み口、吹出し口や温度センサー付近に物を置かない。</p> <p>6 冷房時は冷房効率を上げるため、扇風機やサーキュレーターを併用する。</p> <p>7 空調機器をこまめに清掃する。</p>

\*エレベーターの高度運転制御

時間帯により利用頻度の高い階で待機したり、乗車が満員に近い時は待機者がいても通過する停止階制御や使用していない時に照明や空調を自動的にオフにしたりするしくみのこと。

取組項目		具体的取組	
省エネルギー省資源活動の実施	冷暖房等燃料使用量の削減	1 廃熱回収、配管の保温、適切な燃焼管理等により、エネルギーの使用を効率化する。 2 燃料転換が可能な場合は、環境負荷が少ない燃料へ転換する。 3 パッケージエアコン*等の更新は、非フロン系機器を導入する。 4 石油ストーブの使用期間、使用時間を減らす。 5 空調機の吹出し口に物を置かない。 6 空調機の室外機は、よしず等による日除けを実施する。 7 季節、天気を考慮した窓開けにより、自然換気をする。 8 ブラインドやカーテンを導入し、工夫して使用する。 9 植物による緑のカーテンを導入する。 10 よしずやすだれなどの利用や工夫をする。 11 エネルギー効率の悪い空調機器は、省エネ性の高い機器に順次入れ替える。	
	水使用量の削減	節水の実施	1 食器類の洗浄は流水で洗わずに、ため洗いをする。 2 洗顔、歯磨き等ではコップ等の使用により節水に努め、水を流したままにしない。 3 電気ポットの残り湯を有効に再利用する。 4 節水バルブ等の節水器具の取付けを推進する。 5 自動給水栓等の導入を推進する。 6 感知洗浄システム等の節水型トイレの導入を推進する。 7 日常的な節水を推進する。
		雨水利用等の推進	1 雨水等の雑用水としての利用を図るため、雨水貯留タンク等の導入を検討する。 2 散水、水洗トイレ等飲用以外に使用する水について、雨水の使用を検討する。
	公用車の燃料使用量の削減	環境に配慮した交通手段の利用	1 出張には可能な限り電車、バス等の公共交通機関を利用する。 2 近距離の移動は可能な限り徒歩や自転車・電動自転車等を使用する。 3 公用車を使用する際は、使用用途等を勘案し、可能な限り軽自動車等の小排気量車や低燃費車、またハイブリッド自動車や電気自動車等の次世代自動車*を優先的に使用する。
		エコドライブの徹底	1 アイドリングストップを実施する。 2 エンジンの空吹かしや急発進、急加速をしない。 3 交通の流れを乱さず、道路交通法の範囲内で経済速度により走行する。 4 タイヤの空気圧を適正に調整する。 5 不用な荷物を積んだままにしない。

\*パッケージエアコン

冷凍空調システムをパッケージした中・大型空調設備機器で、事務所・店舗及び工場等で使用されている業務用のエアコンを、一般的に「パッケージエアコン」と呼ぶ。

\*次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車のこと。



取組項目		具体的取組
省エネルギー・省資源活動の実施	公用車の燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公用車の購入と借上げに当たっては、次世代自動車、低燃費車を導入する。</li> <li>2 公用車でのバイオディーゼル燃料（BDF）*の利用を推進する。</li> <li>3 車両の小型化、軽自動車化をする。</li> </ul>
	運行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 車両の整備、点検を徹底する。</li> <li>2 公用車台数を適正に管理する。</li> <li>3 公用車を集中管理などにより、効率的に使用する。</li> </ul>
	環境に配慮した通勤手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 通勤時には可能な限り公共交通機関、徒歩、自転車を利用する。</li> <li>2 自家用自動車を利用する場合はエコドライブを徹底する。</li> </ul>
	紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 片面使用済み用紙の裏面使用を徹底する。ただし、情報漏えいには十分注意する。</li> <li>2 使用済みカレンダーやポスター等は、名刺やメモ用紙に使用する。</li> <li>3 使用済み封筒、ファイル、付箋紙等は再利用する。</li> <li>4 ページ数を減らして用紙の使用量を最小限にするため、ポイントを押さえた簡潔明瞭な文書・資料を作成する。</li> <li>5 簡易な文書、手持ち資料、草稿文書などは片面使用済み用紙の使用及び可能な範囲で縮小する。</li> <li>6 資料等を発送する際に過剰包装や過剰梱包をしない。</li> <li>7 資料の共有化等により、手持ち資料を減らす。</li> <li>8 庁内の文書や集約発送の文書における封筒使用をしない。</li> <li>9 庁内の回答文書における形式的な鑑文を廃止する。</li> <li>10 庁内の照会や依頼に対する回答は、簡易なものや該当しないものは電話や庁内LANを利用する。</li> <li>11 庁外への照会や依頼に対する回答についても、できる限り電子メールや電話を利用する。</li> <li>12 電子データで確認できる書類等については、印刷は必要最小限にする。</li> </ul>
	用紙類	
	庁内LAN、コピー機、FAX	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 ファイリングシステムやファイルサーバーによる文書の共有化、庁内LANにより電子化する。</li> <li>2 庁内LANを活用し、ペーパーレス化する。</li> <li>3 庁内LANからの印刷は必要最小限にする。</li> <li>4 両面コピー、両面印刷を徹底する。</li> <li>5 コピー機使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。</li> <li>6 FAX送信文書は、コピーをしない。</li> <li>7 FAX送信票は可能な限り省略する。</li> <li>8 FAX受信用紙等は、片面使用済み用紙の裏面を使用する。</li> </ul>

\*バイオディーゼル燃料（BDF）

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。

取 組 項 目		具 体 的 取 組
省エネルギー省資源活動の実施	紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 資料は簡潔にし、ワンペーパー化*する。</li> <li>2 資料の部分訂正は、差し替えでなく、見え消し言葉での訂正とする。</li> <li>3 事前配付資料は、原則再配付しない。</li> <li>4 資料持ち帰り用袋としての封筒は原則として配付しない。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 広報紙への折り込みチラシ等は極力広報記事として掲載し、配布しない。</li> </ul>
3R (リデュース・リユース・リサイクル)の推進	リデュース(減量化)・リユース(再使用)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 紙類は、特別なものを除きシュレッダー処理をしない。</li> <li>2 紙類は、文書プリンターでの裏面利用(ただし、折れ目やしわがある等状態の悪いものは使用しない)、メモ用紙への利用をした後、使用済み用紙をまとめ再資源化处理し、再資源化不可能なものを焼却処理する。</li> <li>3 昼食時等にはマイ箸の利用を推進する。</li> <li>4 給食の残飯を可能な限り減らす(病院、幼稚園、保育所、小中学校等)。</li> <li>5 リサイクルボックスを活用した分別を徹底し、ごみの排出を抑制する。</li> <li>6 メモ紙、名刺等サイズの小さな紙も古紙として分別収集する。</li> <li>7 ごみ処理にかかるコスト意識を持ち、物品は大切に長く使う。</li> <li>8 物品は、職員間での共同使用に努め、必要以上に所持しない。</li> <li>9 物品や文房具等は、適切な在庫管理・調整をし、購入量を削減する。</li> <li>10 トナーカートリッジは、回収・資源化をし、再利用する。</li> <li>11 可能な限り詰め替え用品を使用し、容器等のごみを出さない。</li> <li>12 マイバッグを活用し、レジ袋や過剰包装は原則として断る。</li> <li>13 物品の発注に際し、過剰包装にならないよう依頼する。</li> <li>14 各部署の不用品や貸出可能品について、庁内LANに掲示し、有効活用する。</li> </ul>

\*ワンペーパー化

会議資料等の簡素化を意味し、A4用紙1枚程度での資料作成を目指す。

取組項目	具体的取組
3R (リデュース・リユース・リサイクル)の推進  リサイクルの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 シュレッダーダストは、可能な限り資源化する。</li> <li>2 公共施設にリサイクルボックスを常設し、資源物の分別を徹底する。</li> <li>3 使用済小型電子機器等の分別を徹底する。</li> <li>4 イベント会場内には、リサイクルボックスを設置し、資源化するとともに市民への啓発に努める。</li> <li>5 資源物について、リサイクル業者との連携等リサイクルルートを確保する。</li> <li>6 病院、保育所、給食調理場の使用済みてんぷら油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）の原料として再利用する。</li> </ol>
フロン類等の適正処理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務用冷凍空調機の適切な設置、使用環境の維持をする。</li> <li>2 簡易点検（全機種対象）、定期点検（一定規模以上の機器）を実施する。</li> <li>3 フロン類が漏れた場合は適切に対処する（繰り返し充填の禁止）。</li> <li>4 機器の整備に関する記録・保存をする。</li> <li>5 フロン類漏えい量を国へ報告する（一定量以上の漏えいに限る）。</li> <li>6 フロン類使用のカーエアコン、冷蔵庫、空調設備の廃棄時には、回収を委託先に義務づけ、処理結果を確認する。</li> <li>7 関係法令に特別の定めがある場合を除き、ハロン消火設備*の新設・更新はしない。</li> <li>8 現有のハロン消火設備については、定期点検等によりハロンが漏れないようにする。</li> <li>9 ハロン消火設備の廃棄時には、回収を委託先に義務づけ、処理結果を確認する。</li> <li>10 六フッ化硫黄を使用した変圧器の廃棄時には、回収を委託先に義務づけ、処理結果を確認する。</li> </ol>

\*ハロン消火設備

消化の後に汚れが残らないため、電気関係の施設で使われていたが、オゾン層破壊の原因となるため、原則使用が禁止されている。コンピュータ室、電話交換室などに限って使用が認められている。

取組項目	具体的取組
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">環境にやさしい設計・施工・管理の推進</p> <p style="text-align: center;">環境に配慮した設計・施工</p>	<p>1 周辺環境、省エネルギー・省資源、建物の長寿命化、環境にやさしい材料の使用、廃棄物の抑制など環境に配慮した設計・施工を実践する。</p> <p>(1) 建物と周辺を調和させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の配置は、自然の地形等を活用することにより、周辺環境に与える影響を軽減する。</li> <li>・敷地、屋根、壁面の緑化率を高めることにより、建物の表面温度を下げ、負荷を軽減する。</li> </ul> <p>(2) 無駄を省くよう工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱性や気密性の高い工法や資材を採用し、外部からの建物への熱の侵入、放出を防止する。</li> <li>・高効率照明器具等により照明に係るエネルギーを少なくし、エネルギーを有効、効率的に利用する。</li> <li>・雨水等を雑用水(中水道)として利用し、水資源を有効、効率的に利用する。</li> <li>・節水バルブ、自動水洗等の節水システムを採用し、水資源を有効、効率的に利用する。</li> <li>・自然光や自然通風等、自然エネルギーを利用する。</li> <li>・運用段階での廃棄物を抑制するため、分別収集用のスペースの設置等を設計段階で考慮する。</li> </ul> <p>(3) 建築物の寿命を長くする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積、床荷重等にゆとりを持たせ、機能更新時の模様替えや設備の改修等に容易に対応できるように設計段階で考慮する。</li> <li>・耐久性の高い材料、工法を採用し、長寿命化する。</li> </ul> <p>(4) 環境にやさしい材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県産材や秩父産木材、間伐材等の自然材料を使用する。</li> </ul> <p>(5) リサイクル材を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熔融スラグ*を使用したインターロッキングや廃ガラスを使用した再生タイル等リサイクル材を使用する。</li> </ul> <p>(6) 建設副産物の削減・適正処理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の徹底により建設廃棄物の発生を抑制し、再利用する。</li> </ul> <p>2 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽光発電、燃料電池、太陽熱利用、風力発電、バイオマスエネルギー、地中熱等の新エネルギーを活用した設備の導入を検討する。</p> <p>3 建築物の規模、用途等を検討し、コージェネレーション*システム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を検討する。</p> <p>4 排出ガス対策型、低騒音型など、環境に配慮した建設機械等を使用する。</p> <p>5 雨水浸透工法等により地下水を保全する。</p>

\*熔融スラグ

廃棄物熔融スラグとも呼ばれ、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を1,300℃以上の高温で熔融したものを冷却し、固化させたもの。近年では建設・土木資材としての積極的な活用が進められている。

\*コージェネレーション

(次項)

取組項目		具体的取組
環境にやさしい設計・施工・管理の推進	環境に配慮した施設管理	1 事務スペースの効率的配置、削減を行う。
	建築物に係る処理施設の適正な管理	1 水質汚濁物質等の処理施設の管理を適切に行い、汚濁物質等の排出を削減する。
建設廃棄物のリサイクル等の推進		<p>1 建設廃棄物等について発生抑制、再利用適正処理をする。</p> <p>2 「彩の国建設リサイクル実施指針*」等により、建設廃棄物等の減量化、リサイクル等をする。</p> <p>3 設計・施工については、環境に配慮したものとする。</p> <p>(1) 発生抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の徹・設計時にリサイクルを考慮した計画を立てる。</li> <li>・現場で使用する資材については、簡易梱包等を納入業者に呼びかけ、施工中の廃棄物の発生を抑制する。</li> <li>・分別を徹底する。</li> <li>・総型枠使用面積に対する熱帯材を使用した型枠材の割合を30%以下に維持する。</li> </ul> <p>(2) 無駄を省くよう工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事間の連絡を密にし、建設発生土を工事間で流用する。</li> <li>・コンクリート塊、アスファルト塊については、道路舗装の路盤材等へ利用する。</li> <li>・建設発生木材についてはチップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用する。</li> <li>・コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物の再資源化施設への搬出や再資源化により得られる再生骨材等を利用する。</li> </ul> <p>(3) 適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬業者、処分業者と適正処理について委託契約を締結するとともに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）による確認等、適正な収集運搬、処分の確認を徹底する。</li> </ul>
グリーン購入の推進		<p>1 エコマークやグリーンマークなどの環境マークが表示されている環境負荷の少ないグリーン製品を優先的に購入する。</p> <p>2 秩父市グリーン購入調達指針に基づき、調達の目的に支障がない範囲で環境物品等の調達に務める。</p>

\*コジェネレーション（前項）

発電とともに発生する廃熱を、温水や蒸気の形で有効に活用する自家発電システム。発生した熱をそのまま大気中に排出してしまう既存の火力発電所の熱効率が40%程度に対し、コジェネレーションの場合は80%以上の熱効率を可能にする。

\*彩の国建設リサイクル実施指針

県内の建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、平成14年に埼玉県が制定。

取組項目	具体的取組
印刷物発注時における取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原材料として以下のパルプを多く使用した用紙を使用する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 古紙パルプ</li> <li>(2) 環境に配慮したフレッシュパルプ* <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料となる全ての木材等は、原料産出地（木材伐採地）の法律、規則等を守って生産されたものであること</li> <li>・森林環境に配慮した「森林認証材*」や「植林材」、資源の有効利用に資する「再・未利用材」等からつくられていること</li> <li>・塩素ガスを使わずに漂白されたものであること</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 リサイクルの過程で環境に負荷をかけないように、塗工量ができるだけ少ないコート紙を使用する。</li> <li>3 コーティング紙（表面にビニール素材の幕が貼り付けてあり、破くとビニールが伸びるもの）等リサイクルしにくい加工がされているものの使用は避ける。</li> <li>4 印刷物には、環境に配慮した製品を使用したものである旨の表示（古紙配合率、白色度、再生紙使用マーク、間伐材マーク等）を表示する。</li> </ol>
物品納入業者等への要請	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 アイドリングストップの徹底、次世代自動車、低燃費車による配送を要請する。</li> <li>2 納入物品等の包装の簡素化を要請する。</li> <li>3 納入物品等の包装材や容器、交換部品等について、物品納入業者に回収、再利用を要請する。</li> </ol>
イベント等における環境への配慮	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使い捨て容器を利用しない。</li> <li>2 来場者に乗り合いや公共交通機関、自転車、徒歩での来場を呼びかける。</li> <li>3 省エネルギー、省資源に配慮してイベントを実施する。</li> <li>4 ごみや資源物の分別を徹底し、廃棄物を出さない。</li> <li>5 物品の配布時にマイバッグの持参を呼びかける。</li> </ol>
委託事業等における環境への配慮	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設管理等の委託先に、省エネルギーや省資源、廃棄物の減量化や再利用、グリーン購入の取組等、環境への配慮を徹底する。</li> <li>2 食堂業者等に、調理屑、食べ残し等の発生抑制の工夫、脱水、生ごみ処理等による減量化、飼料化、堆肥化、エネルギー化等を指導する。</li> <li>3 自動販売機設置業者に設置台数と設置位置の見直し、省エネルギー型機種への転換を指導する。</li> </ol>
外郭団体への要請	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外郭団体に対し、本市で実施している事務事業における温室効果ガス削減のための行動と同様の行動を実践するよう要請する。</li> </ol>

\*フレッシュパルプ

紙の主原料となる、木材チップを化学的に溶解させた繊維状パルプ。

\*森林認証材

適切な森林管理が行われていると認証された森林で生産された木材及び木材製品のこと。森林認証とは、FSC（森林管理協議会）が認定した認証機関（世界に15機関）により行われ、環境・社会・経済的側面に配慮した厳しい基準に照らし合わせ、対象とする森林が適切に管理されているかどうかを評価するものである。

取組項目	具体的取組
緑化の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園の緑化や街路樹を管理する。</li> <li>2 市有施設の緑地保全や緑化を推進する。</li> <li>3 植栽する場合はできるだけ在来種とするよう配慮する。</li> <li>4 市有林において、枝打ちや間伐等の森林整備を適正に行う。</li> <li>5 剪定枝葉、間伐材、落ち葉等の活用を検討する。</li> <li>6 家庭や事業所での緑化の普及推進をする。</li> </ol>

## 2 事業部門等における配慮事項

取組項目	具体的取組
市立病院の取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 笑気ガス*使用量の少ない麻酔方法への取組をする。</li> <li>2 医療設備、機器の導入、更新時には省エネルギー機器を導入する。</li> <li>3 施設の建て替えや改修の際、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入を検討する。</li> <li>4 業務等の見直しにより、医療廃棄物の削減に努める。</li> <li>5 医療廃棄物を適正に処理する。</li> </ol>
水道事業の取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浄水の有効利用対策として、漏水により増加する水道水を作る費用や、配水池に送るポンプ場等の電気使用料金の軽減を図る。</li> <li>2 省エネルギー対策として、高効率機器、ポンプのインバータ制御の導入を検討する。</li> <li>3 再生可能エネルギー対策として、小水力発電、太陽光発電、バイオマス発電等、地域の実情に応じた導入を検討する。</li> <li>4 河川表流水を取水する水道事業者において、水道施設の再構築を契機にあたり、取水場所を上流に求めて、位置エネルギーの有効活用を検討する。</li> <li>5 秩父地域水道広域化促進のため、秩父地域全体の浄水場施設再編共有化によるファシリティマネジメント効果、更には配水系統の最適化方策を進める中で、環境負荷の積極的低減を図る。</li> </ol>
秩父市地域新エネルギービジョンの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。</li> <li>2 JIS規格に準拠するバイオディーゼル燃料（BDF）の製造設備の導入を検討する。</li> <li>3 太陽光発電システムを導入する。</li> <li>4 太陽熱利用設備の普及促進をする。</li> <li>5 燃料電池や蓄電池等の導入支援及び活用を図る。</li> <li>6 市民・事業者に対する太陽エネルギー設備の導入支援及び創エネ普及拡大のための意識啓発をする。</li> <li>7 次世代型環境学習施設を活用した温暖化防止への環境学習を実施する。</li> <li>8 その他の取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 活用できる資源の発掘と利用方法を検討する。</li> <li>(2) 民間事業者等に対して自然エネルギーや地域資源活用型事業への参入を提案する。</li> <li>(3) 都市と山村のカーボンオフセットの調査検討をする。</li> <li>(4) 小水力発電事業の調査検討をする。</li> </ol> </li> </ol>

\*笑気ガス（次項）

取組項目	具体的取組
バイオマスタウン構想の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公益的機能の高い森林整備を促進し、未利用間伐材や林地残材を利用する。</li> <li>2 バイオマスのマテリアル利用、エネルギー利用*を増やす。</li> <li>3 バイオマス・コージェネによるクリーン電気と熱の利用を進める。</li> <li>4 使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料（BDF）化を進め、軽油使用量を削減する。</li> <li>5 地球温暖化対策と資源循環型社会の構築に向けた環境学習を推進する。</li> <li>6 雨水利用や排水の浄化処理にあたっては、バイオマス等を利用した低エネルギー型の水処理を活用する。</li> </ol>
森林の適正な整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市営林において計画的な伐採、植栽、保育等を適正に実施し、森林の循環利用を推進する。</li> <li>2 木材及び木質バイオマス利用を促進する。</li> <li>3 森林ボランティア活動、森林環境教育、森林の多様な利用等を促進する。</li> </ol>
公共交通機関等の利用促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共交通ネットワークの整備と構築をする。</li> <li>2 パーク＆ライドや自転車活用の整備と利用の促進をする。</li> <li>3 自動車利用から公共交通機関シフトへの推進をする。</li> </ol>
市民による環境活動や環境教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境市民会議を通じ市民とともに環境対策を進める。</li> <li>2 学校教育や環境イベント等において環境学習の場を提供する。</li> </ol>
照明施設管理部門の取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路照明や公園の照明を水銀灯から消費電力の少ないLED等に切り替える。</li> <li>2 白熱灯など消費電力量の多い照明は、LED電灯など消費電力の少ない照明に切り替える。</li> </ol>
来庁者への呼びかけ、情報開示	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 来庁者に、本市の行政活動における省エネルギー、省資源への取組について情報を公開し、啓発する。</li> <li>2 来庁者に公共交通機関や自転車等の利用を呼びかける。</li> <li>3 自動車での来庁者に対し、前向き駐車による植栽等への配慮やアイドリングストップの徹底を呼びかける。</li> </ol>

\*笑気ガス（前項）

亜酸化窒素又は一酸化二窒素のことで、吸入すると顔が笑ったように引きつることから笑気ガスと呼ばれる。手術の際の全身麻酔に用いられる。

\*マテリアル利用・エネルギー利用

原料として利用することをマテリアル利用、燃料として利用することをエネルギー利用という。

例：炭の用途による違い

消臭剤、土壌改良剤…マテリアル利用

炭火などで焼いたり暖をとる…エネルギー利用



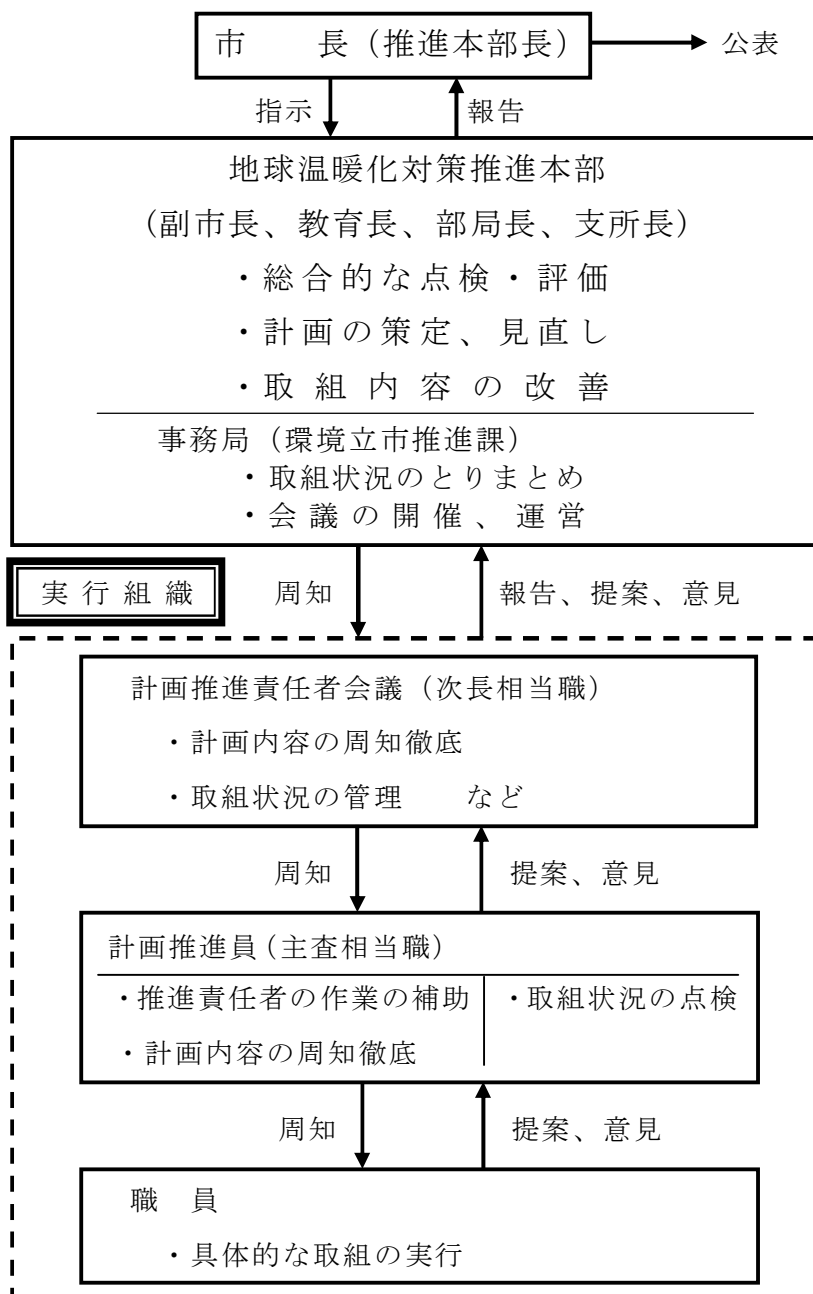
## 第5章 計画の推進と管理体制

### 第1節 推進体制

本計画を計画的かつ総合的に推進させ、より実効性のある活動とするため、本市の各組織を本計画の実施組織として位置付け、各実施組織において本計画の進行管理を行うことを基本とします。

また、庁内に「秩父市地球温暖化対策推進本部」を設置し、全職員が一丸となって計画を推進することとします。

#### 秩父市地球温暖化対策実行計画の推進体制

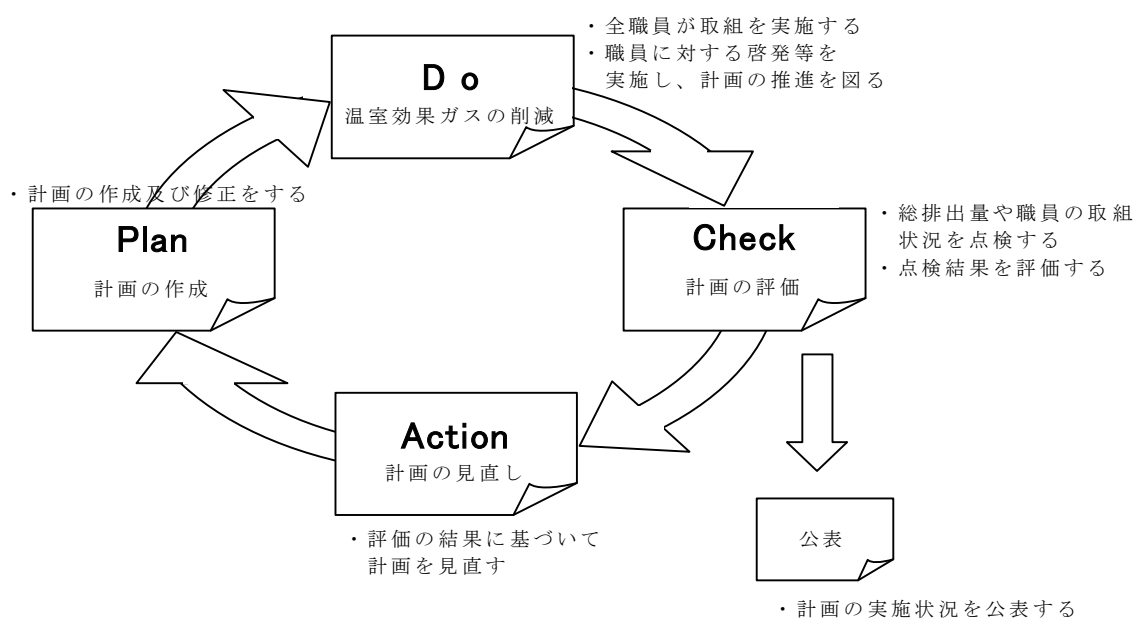


## 第2節 職員に対する啓発等

本計画の推進にあたり、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な援助と情報の提供を行うとともに、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施します。

## 第3節 計画の取組状況の点検・評価・見直し

本計画をより効果的に推進するため、職員の取組成果を定期的に点検・評価し、必要に応じて目標値及び取組内容の改善など、本計画の見直しを行います。



## 第4節 公表

実行計画の内容及び計画の進捗状況をホームページ等で公表します。

# 資料編

## 1. 秩父市地球温暖化対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 秩父市地球温暖化対策実行計画（平成20年3月策定）（以下「実行計画」という。）の総合的かつ効率的な推進を図るため、秩父市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画の推進に関すること。
- (2) 実行計画の見直しに関すること。
- (3) その他秩父市地球温暖化対策の推進に係る必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、秩父市庁議設置規程（平成17年秩父市訓令第4号）第4条第2項第1号及び第2号に掲げる職にある者をもって充てる。ただし前項に掲げる職にある者は除く。

(本部長、副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指定する順位により、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部長は、必要に応じて推進本部会議を招集し、その議長となる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外の者を推進本部会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(実行計画推進責任者会議)

第6条 推進本部に実行計画推進責任者会議（以下「責任者会議」という。）を置く。

- 2 責任者会議は、推進本部会議に付議する事案及び推進本部会議で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。
- 3 責任者会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長は、環境部次長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員の互選とする。
- 6 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長は、必要に応じて責任者会議を招集し、その議長となる。

(実行計画推進員)

第7条 責任者会議に実行計画推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、職員への周知及び改善指導、取組状況の把握及び日常的点検を行うとともに推進本部会議で決定した事項を実施し、その結果を責任者会議へ報告する。

3 推進員は、各課所の長が指名する主査相当の職にある者をもって充てる。  
(庶務)

第8条 推進本部及び責任者会議の庶務は、環境部において処理する。  
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

市長室	地域政策課長
総務部	次長
財務部	次長
環境部	次長
市民部	次長
健康福祉部	次長
産業観光部	次長
地域整備部	次長
吉田総合支所	副支所長
大滝総合支所	副支所長
荒川総合支所	副支所長
市立病院事務局	次長
大滝国保診療所	診療所事務局長
会計	会計課長
水道部	次長
教育委員会事務局	次長
議会事務局	主席主幹
監査事務局・選挙管理委員会	専門員
農業委員会	事務局長

2. 平成 26 年度 秩父市地球温暖化対策推進本部 名簿

職 名	氏 名	備 考
市長	久喜 邦康	本部長
副市長	横井 隆幸	副本部長
教育長	前堅 進一	副本部長
市長室長	新井 秀弘	
総務部長	森前 光弘	
総務部参事（選管・監査）	飯島 起也	
財務部長	大沢 賢治	
環境部長	関根 進	
市民部長	浅見 きよみ	
健康福祉部長	加藤 登	
健康福祉部参事	風間 操	
産業観光部長	持田 末広	
地域整備部長	木村 賢一	
地域整備部参事	井上 雄二	
吉田総合支所長	浅見 弘	
大滝総合支所長	木村 雄次	
荒川総合支所長	浜中 紀久夫	
市立病院事務局長	村田 幸雄	
会計管理者	福原 隆夫	
水道部長	高橋 進	
水道部参事	横田 茂樹	
教育委員会事務局長	関河 喜重	
議会事務局長	高橋 睦	

3. 平成 26 年度 秩父市地球温暖化対策実行計画 推進責任者会議名簿

○委員

所 属 部	役 職	氏 名	備 考
市長室	地域政策課長	引間 淳夫	
総務部	次長	町田 恵二	副委員長
財務部	次長	小澤 初夫	
環境部	次長	小池 正一	委員長
市民部	次長	横田 好一	
健康福祉部	次長	岡田 啓介	
	次長	笠原 明彦	
産業観光部	次長	江田 和彦	
地域整備部	次長	原嶋 進	
吉田総合支所	副支所長	新井 和美	
大滝総合支所	副支所長	山中 正宗	
荒川総合支所	副支所長	加藤 伸之	
市立病院事務局	次長	上林 敏一	
大滝国民健康保険診療所	診療所事務局長	岸 敏男	
会計課	会計課長	根岸 仁	
水道部	次長	城口 巖	
教育委員会事務局	次長	新井 時夫	
議会事務局	主席主幹	黒澤 康彦	
監査事務局・選挙管理委員会	専門員	多田 みどり	
農業委員会	事務局長	町田 達彌	

○事務局

所 属	役 職	氏 名	備 考
環境立市推進課	課長	諸 敦夫	
	主席主幹	千島 裕美子	
	主幹	設楽 幸男	
	主査	笠井 知洋	
	主事	横田 綾子	
	主事	新田 純一	
	主事	新井 敦	

#### 4. 平成 26 年度 秩父市地球温暖化対策実行計画 改定過程

1 月	14 日	起案決裁	秩父市地球温暖化対策推進本部設置要綱の改正 →計画推進責任者を次長級に変更
		起案決裁	秩父市地球温暖化対策実行計画の改定に伴う 第 1 回 実行計画推進責任者会議 開催伺い
	19 日	政策推進会議	秩父市地球温暖化対策実行計画の改定に伴う 第 1 回 実行計画推進責任者会議の開催について連絡
	20 日	改定会議	秩父市地球温暖化対策実行計画の改定に伴う 第 1 回 実行計画推進責任者会議
		・会議内容 ・確認依頼	計画概要・改定について・計画第 4 章「目標達成に向けた取組」について説明 計画第 4 章「目標達成に向けた取組」及びその他（第 1 章～第 3 章、第 5 章）に係る改定案の検討を各部局に依頼（→調査票を配付）
28 日	確認回答締め切	調査票 回答締め切り	
2 月	13 日	確認依頼	計画第 4 章「目標達成に向けた取組」（案）を配付し、 内容確認を依頼
	23 日	確認回答締め切	計画第 4 章「目標達成に向けた取組」（案）確認回答 締め切り →第 4 章の改定案として承認
	25 日	改定会議	秩父市地球温暖化対策実行計画の改定に伴う 第 2 回 実行計画推進責任者会議
・会議内容 ・確認依頼		改定案（第 1 章～第 5 章）を提示 改定案（第 1 章～第 5 章）の内容確認を各部局に依 頼（→改定案を配付）	
3 月	5 日	確認回答締め切	改定案（第 1 章～第 5 章）確認回答締め切り
	10 日	確認依頼	改定最終案の確認を各部局に依頼
	12 日	確認回答締め切	改定最終案承認
	13 日	起案決裁 及び事前打合せ	秩父市地球温暖化対策推進本部会議 開催伺い決裁、 同会議事前打ち合わせ（市長）
		本部会議 ・会議内容	秩父市地球温暖化対策推進本部会議 計画改定案の説明、計画改定案の承認